3　公共下水道管理者等は、公共下水道等を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公衆衛生上重大な危害が生じること等のないように努めなければならないこととし、公共下水道等の維持又は修繕に関する技術上の基準等は政令で定めることとした。（第七条の二及び第二五条の一八関係）

4　公共下水道管理者等は、公共下水道等の施設の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者との間において、災害時維持修繕協定を締結することができることとした。（第一五条の二、第二五条の一八及び第三一条関係）

5　公共下水道管理者等は、都道府県等の水防計画に公共下水道管理者等の協力が必要な事項が定められたときは、当該水防計画に基づき水防管理団体が行う水防に協力することとした。（第二三条の二、第二五条の一八及び第三一条関係）

6　公共下水道の排水施設の暗渠部分等に量水標等及び熱交換器を設置することができることとした。（第二四条及び第二五条の一七関係）

7　公共下水道管理者は、浸水被害対策区域において、条例で、排水設備に適用すべき雨水の一時的な貯留等に関する技術上の基準を定めることができることとした。（第二五条の二関係）

8　公共下水道管理者は、浸水被害対策区域内に存する雨水貯留施設を自ら管理する必要があると認めるときは、その所有者等との間において、管理協定を締結することができることとし、当該管理協定の公示のあった後において当該雨水貯留施設の所有者等となった者に対してもその効力があることとした。（第二五条の三～第二五条の九関係）

9　二以上の公共下水道管理者等は、広域的な連携による下水道の管理の効率化に必要な協議を行うための協議会を組織することができることとした。（第三一条の四関係）

三　日本下水道事業団法の一部改正関係

1　日本下水道事業団（以下「事業団」という。）は、地方公共団体の委託に基づき、高度の技術を要する管渠の建設、二の8の管理協定の目的となる雨水貯留施設の維持管理等を行うことができることとした。（第二六条関係）

2　事業団は、地方公共団体から要請があり、かつ、特定下水道工事の実施体制等を勘案して適当であると認められる場合には、当該地方公共団体に代わって当該特定下水道工事を行うことができることとした。（第三〇条～第三六条関係）

四　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（法律第二三号）（財務省）

1　政府保有株式の処分

政府は、その保有する株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）の株式について、会社の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、できる限り早期にその全部を処分することとした。（附則第二条関係）

2　危機対応業務

㈠　責務

会社は、その目的を達成するため、当分の間、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等による被害に対処するための資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、危機対応業務を行う責務を有することとした。（附則第二条の七関係）

㈡　株式の政府保有

政府は、当分の間、会社による危機対応業務の適確な実施を確保する観点から、会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならないこととした。（附則第二条の八関係）

㈢　政府の出資

政府は、当分の間、会社による危機対応業務の適確な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができることとした。（附則第二条の九関係）

㈣　事業計画の特則等

会社は、事業計画に危機対応業務の実施方針を記載し、また、事業報告書に当該実施方針に基づく危機対応業務の実施状況を記載しなければならないこととした。（附則第二条の一一関係）

3　特定投資業務

㈠　定義

「特定投資業務」とは、我が国の事業者が、その有する経営資源を有効に活用し、新事業開拓又は異分野連携等の経営の革新を行うことにより、生産性又は収益性を向上させることを目指して行う事業活動等に対する資金の出資等の資金供給の業務のうち、地域経済の自立的発展に資する地域の特性を生かした事業活動の活性化又は我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に資する我が国の企業の競争力の強化並びに金融機関等による資金供給の促進に特に寄与すると認められる業務であって、平成三二年度末までに資金供給の対象等を決定するもの及びこれに附帯する業務をいうこととした。（附則第二条の一二関係）

㈡　株式の政府保有

政府は、会社が特定投資業務を完了するまでの間、会社による特定投資業務の適確な実施を確保する観点から、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならないこととした。（附則第二条の一三関係）

㈢　政府の出資

政府は、平成三二年度末までの間、会社による特定投資業務の適確な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができることとした。（附則第二条の一四関係）

㈣　一般の金融機関が行う金融等の補完又は奨励

会社は、特定投資業務を行うに当たっては、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励することを旨とすることとした。（附則第二条の一五関係）

㈤　特定投資指針

財務大臣は、会社が特定投資業務を行うに当たって従うべき指針を定め、これを公表することとした。（附則第二条の一六関係）

㈥　特定投資業務規程

会社は、特定投資指針に即して、特定投資業務に関する規程を定め、財務大臣の認可を受けなければならないこととした。（附則第二条の一七関係）

㈦　事業計画の特則等

会社は、事業計画に特定投資業務の実施方針を記載し、また、事業報告書に当該実施方針に基づく特定投資業務の実施状況を記載しなければならないこととした。（附則第二条の一八関係）

㈧　業務の完了

会社は、経済情勢、特定投資業務による資金供給の対象となった事業者の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、平成三七年度末までに、特定投資業務において保有する全ての有価証券及び債権の譲渡その他の処分を行い、特定投資業務を完了するように努めなければならないこととした。（附則第二条の二〇関係）

4　適正な競争関係の確保（附則第二条の二一関係）

㈠　会社は、当分の間、その業務を行うに当たっては、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮しなければならないこととした。

㈡　会社は、事業計画に他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る方針を記載し、また、事業報告書に当該方針に基づく業務の実施状況を記載しなければならないこととした。